

## 商品概要説明書

### 教育ローン（ジャックス保証）

(2023年8月1日現在)

商品名	教育ローン（学費オンリープラン）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○地区内に在住または在勤の方。</li><li>○お借入時の年齢が満18歳以上65歳以下。（完済時年齢が70歳以下）</li><li>○継続して安定した収入のある方。</li><li>○専門学校・短大・大学・大学院に就学予定又は就学中のご子弟のいる方。</li><li>○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"><li>○対象学校に関する以下資金<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 入学金、授業料（授業料は前期・後期分の1年を上限に一括融資可）</li><li>(2) 入学金、授業料と同時納付可能である施設使用料、教材費、研修費</li></ul></li></ul> <p>*借換の申込みは不可</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○10万円以上500万円以内。（1万円単位）</li></ul> <p>*医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内。</p>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○6ヶ月以上15年以内。（元金据置期間含む）1ヶ月単位</li></ul> <p>元金据置期間は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 入学前7ヶ月間以内。</li><li>(2) 卒業予定年月までの在学期間以内。</li><li>(3) 卒業後の3ヶ月以内。</li></ul> <p>*留年、留学で卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長不可。</p>
融資方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○借入者口座経由の学校振込。</li></ul>
借入利率	<p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○お借入利率には、保証料を含みます。</li><li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</li></ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"><li>○不要です。</li></ul>

保証人	<p>○原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は徵求致します。</p>
手数料	<p>○ご融資の際、当JAに対して事務手数料3,300円（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合…無料です。</p> <p>② 一部繰上返済の場合…無料です。</p>
必要書類	<p>(1) 本人確認書類…運転免許証・パスポート等、当JA所定のもの。</p> <p>(2) 所得を証明する書類 給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書の写し。 自営業者…納税証明書（1・2）または確定申告書（受付印のあるもの）の写し。</p> <p>(3) 資金使途を確認する書類 入学金納付書、授業料納付書等</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0120-392-125）にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁</li> </ul>

	護士会にお問い合わせください。
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A成田市